**先着順による市有地売払いの概要**

　　一般競争入札において、参加申込みがなかった物件等については、期間を定めて、予定価格以上の見積金額を最初に提示した方に、当該財産の売払いを行います。

なお、物件・手続等の詳細については、申込先課にお問合わせください。

**１　先着順による売払い対象物件一覧**

先着順による売払いを行う市有地（対象物件）は以下のとおりです。詳細については、物件調書をご覧ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件  番号 | 入札対象財産の所在地・建物番号 | 現況地目  建物種類 | 実測地積  延床面積 | 予定価格  （最低売却価格） | 申込先課 |
| ７－１ | 清水区三保字羽衣脇1599番１ | 宅地 | 2,806.35m² | 28,426,824円 | こども園運営課  054-221-1191 |
| ７－２ | 清水区興津本町307番２ | 宅地 | 490.64m² | 3,376,372円 | 教育資産管理課  054-354-2511 |
| 清水区興津本町307番２の１ | 共同住宅 | 314.64m² |
| ７－３ | 葵区堤町914番192 | 宅地 | 109.64m² | 12,050,000円 | 住宅政策課  054-221-1590 |
| ７－４ | 葵区堤町914番461 | 宅地 | 111.46m² | 11,480,000円 |
| ７－５ | 葵区堤町914番462 | 宅地 | 111.45m² | 11,480,000円 |
| ７－６ | 葵区堤町914番463 | 宅地 | 111.47m² | 11,480,000円 |
| ７－７ | 葵区堤町914番464 | 宅地 | 111.45m² | 11,480,000円 |
| ７－８ | 葵区堤町914番465 | 宅地 | 111.35m² | 11,470,000円 |
| ７－９ | 駿河区高松3399番 | 宅地 | 130.11m² | 5,397,000円 |
| ７－10 | 清水区八千代町129番 | 宅地 | 203.42m² | 16,720,000円 |
| ７－11 | 清水区中矢部町48番 | 宅地 | 2,175.70m² | 164,300,000円 |
| ７－12 | 清水区興津中町字東下側1898番 | 宅地 | 119.76m² | 5,260,498円 | 管財課  054-221-1181 |
| ７－13 | 清水区二の丸町85番９ | 宅地 | 55.53m² | 4,230,000円 |
| ７－14 | 清水区北矢部町二丁目420番８ | 宅地 | 56.09m² | 4,350,000円 |

（注１）物件によっては売払いを中止する場合があります。

（注２）物件番号７－３、７－４、７－５、７－６、７－７、７－８は当地に住宅を建設する、法人以外で、かつ、子育て世帯（小学生以下の子どもがいる世帯）のみが応募することができます。

（注３）物件番号７－２は、建物付き土地になります。

**２　参加資格**

　　参加するものは、次に掲げるすべての条件を満たす者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）暴力団排除に関する誓約書兼同意書第１項の規定に該当しないこと。

（３）買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第５号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡及び賃貸をしないこと。

（４）物件番号７－３、７－４、７－５、７－６、７－７、７－８に申込む場合、下記事項についての誓約書（p.16）を提出すること。

①用途の指定

申請者は、次のいずれかの用途に使用すること。

・専用住宅の敷地

・併用住宅の敷地

（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の２分の１未満のもの）

②実地調査の同意

申請者は、静岡市が前項に規定する指定用途の履行状況等を確認するため、必要に応じ実地調査を行うことを認めること。

**３　受付方法**

申込みの際には次の書類を売払い対象物件一覧（p.２）又は物件調書（p.17）に記載の申込先課へ持参のうえ、提出してください。なお、提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出された書類はお返ししません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 普通財産買受申出書 | 普通財産買受申出書（p.９） |
| ２ | 暴力団排除に関する  誓約書兼同意書 | 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（pp.12-13） |
| ３ | 印鑑登録証明書 | **個人（共有を含む）**が申込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| ４ | 印鑑証明書 | **法人**が申込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| ５ | 住民票 | **個人（共有を含む）**が申し込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行された、本籍が記載されているものを１通ご用意ください。 |
| ６ | 法人登記簿謄本  (現在事項全部証明書) | **法人**が申し込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| ７ | 委任状 | **代理人**が申し込む場合に必要となります。（p.11） |
| ８ | 誓約書 | 誓約書（p.16）  **物件番号７－３、７－４、７－５、７－６、７－７、**  **７－８**に申込む場合に必要となります。 |

**※契約の締結等で印鑑を使用される場合は、****提出した印鑑登録証明書又は印鑑証明書に登録されているものを使用してください。**

**４　受付期間**

|  |
| --- |
| 【受付年月日】　令和８年２月２日（月）から  令和８年３月27日（金）まで  ※土曜日・日曜日・祝日を除く。  【受付時間】　　午前９時から午後５時まで  （正午から午後１時までを除く） |

**５　売払いの決定方法**

①対象物件の予定価格以上の見積金額を提示した方を、先着順により契約相手方として決定します。

②各日の受付開始時点において、①の条件を満たす方が複数ある場合は、見積金額が最も高い者を契約相手方として、売買契約を締結します。なお、提示見積金額が同額である場合は、くじにより契約相手方を決定します。

**６　契約保証金**

申請者は契約を締結した際に、契約保証金として見積金額の10％以上の金額を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

**７　契約の締結**

申込みの日から15日以内（土日祝日を含む）に、契約を締結します。

**８　売買代金の支払い**

契約締結から30日以内（土日祝日を含む）に、売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

※申請者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。

その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

**９　所有権移転登記手続き等**

売買代金納付後、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は申請者の負担となります。

**※現状有姿での売払いとなります。**

**10　その他**

**○売払い物件の現地確認**

　　現地説明会は実施いたしません。また、現状有姿での引渡しとなりますので、現地を必ず確認し、この応募要領をよく読んでから申込むようお願いします。

　　なお、現地確認を希望の方は、売払い対象物件一覧（p.２）又は物件調書（p.17）に記載の申込先課までご相談ください。

**○契約に関する留意点**

　　契約内容については、市有財産売買契約書（標準契約書書式）（pp.６-８）を参照してください。